**社 会 保 険 事 務**

１　資格の取得及び喪失（短期組合員）

1. 被保険者資格取得について

※再任用職員：31時間及び23時間15分の勤務時間の職員

　　※会計年度任用職員：任用期間が2ヶ月を超え（2ヶ月1日以上）週20時間以上の者

　　※臨時的任用職員：任用期間が2ヶ月を超える（2ヶ月1日以上）者

但し、厚生年金・・・70歳以上は非該当

<　年齢による区分変更の取り扱いについて

　　　被保険者が70歳から厚生年金保険は徴収不要となります｡

　　　　　5/1　　　5/24（誕生日）　　　　　6/1

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |

　　　→5/24に70歳になった者は､5月分(誕生日の前日の属する月)より厚生年金保険料が不要となるので､6月給与から徴収を止めます｡　また、8/1に70歳になった者は7月分(誕生日の前日の属する月)より厚生年金保険料が不要となるので、8月給与から徴収をとめます。

　　＜　社会保険に加入しない場合の取り扱いについて　＞

　　　ア　任用期間が２ヶ月に満たない者→国民健康保険･国民年金に加入するよう指導

　　　イ　任期付教職員→公立学校共済組合加入（一般組合員）

　(2)　被保険者資格喪失について

　　退職日・死亡日等の翌日に資格を喪失します。

　　　　例

　　　　　７月31日退職　→　８月１日　喪失日　７月分は徴収する

　　　　　７月30日退職　→　７月31日　喪失日　７月分は徴収しない

　　　　　　(注)　保険料の金額が違ってきます。

２　社会保険に係る事務手続

　(1)　採用に伴う事務手続きについて【取扱要領7】

　　採用日(資格取得日)から５日以内に、

　　ア　資格取得届

　　イ　被保険者台帳の写し

　　＜留意点＞

　　　・個人番号を記入する前に控えを2部作成し、1部を学校保管用とし、1部を事務所保管用として原本とあわせて送付すること。

　　　・各項目に記入漏れがないかを確認すること。

　　　・各届には、学校コード印を押印すること。

※　届の各項目に誤りがあり修正が必要な場合は、提出済の資格取得届の写しを「修正届」と赤字で修正し、修正箇所を赤字で見え消し修正して、阪神教育事務所に提出。また、そのときの根拠資料として、見え消し修正した被保険者台帳の写し等を添付する。

●　資格取得後、「資格取得確認および標準報酬決定通知書」が届くので、健康保険被保険者証の番号と標準報酬月額を確認し、被保険者台帳を整備する。また、当該被保険者に内容を通知し、被保険者台帳に確認印又はサインを徴する。【取扱要領7-(3)】

　(2)　標準報酬月額の定時決定について【取扱要領8】

　　　被保険者の標準報酬月額は、資格取得時（通常は採用時）に決定されるが、それぞれ昇給があったり、手当に変動があったりするのが一般的です。そこで、１年に一度各被保険者の標準報酬月額を実際の給与と見合ったものにするため、標準報酬の改定が行われます。これを定時決定といい、毎年４、５、６月の３か月の報酬の平均をとり決定されます。この時決定された標準報酬月額は、その年の９月より改定され、実際は９月分の保険料（１０月給与控除）より変更されます。

　　ア　対象者…毎年7月1日現在在職する被保険者全員

※6月1日以降の資格取得者、4・5・6月の随時改定者は除く。

　　イ　時　期…6月頃(阪神教育事務所より依頼)

　　ウ　内　容…標準報酬月額の見直し(保留又は改定)

　　　　　　　　　　4～6月(支払基礎日数が17日以上)の報酬の平均月額を元に、標準報酬月額を決定する。

　　エ　保険料…9月分（10月の給与から徴収する）の保険料から、新しい決定額が保険料となる｡

9月分から翌年8月分までの間は、原則としてこの報酬月額により保険料を控除する。

　(3)　資格喪失に伴う事務手続きについて【取扱要領10】

●　退職日等から5日以内に、

ア　被保険者資格喪失届

＜留意点＞

　　・個人番号を記入する前に控えを2部作成し、1部を学校保管用とし、1部を事務所保管用として原本とあわせて送付すること。

　　・資格喪失年月日は、退職日等の翌日（共済加入の場合は同日）を記入すること。

３　保険料の徴収

　(1)　給料による保険料の徴収について【取扱要領11】

　　・　給与から徴収する保険料は、原則として、前月分の保険料

　　　（例）4/2採用者は、5月分給料より4月分保険料を控除

・　保険料は月を単位として計算される｡

　　　　※資格取得日がその月のいつであっても1ヶ月として計算。

　　・　被保険者としての資格を喪失した月(退職や死亡した日の翌日に属する月)は、保険料は徴収しない｡

・　月の末日で退職、または、月の当初に退職する予定の者については、最終月分の保険料を翌月で徴収できないので、前月分と当月分の2ヶ月分を最終月分の給与から徴収する。また、引き続いて共済組合に加入する（一般組合員となる）場合は、共済の加入月に共済組合と前月分の厚生年金保険料を同時に徴収する。

・　同一月に資格取得し、資格喪失した場合（自己都合退職等）は、月の末日に在職していなくても保険料を徴収する。

ア　資格取得月の保険料

　　例i

　　○月1日　　○月末日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１ケ月分の保険料徴収

　　例ii

　　○月1日　　 7日　　28日　　　末日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１ケ月分の保険料徴収

　　　　　　　　　　採　退

　　　　　　　　　　用　職

イ　資格喪失月の保険料

　　例ⅰ

　　○月１日　　○月末日の前日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○月の保険料は不要

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　→月の末日の前日までに退職すればその月

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　の保険料は不要

　　例ⅱ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○月の保険料は必要

　　　　　　　　　　　　退　　　　　　　　　→月の末日に退職した場合の喪失日は、

　　　　　　　　　　　　職　　　　　　　　　　翌日の１日になるので、実際に退職し

　　○月１日　　　末日　　　　　　　　　　　　た日の属する月の保険料は徴収。

　(2)　 特別保険料（期末勤勉手当等の保険料）の徴収について

期末・勤勉手当支給月の末日に社会保険資格を有している場合は、期末手当と勤勉手当の合算額から1000円未満を切り捨てた額に、厚生年金保険料のそれぞれの率を乗じた額を徴収する。なお、資格喪失月の期末・勤勉手当に係る保険料は徴収しません。

(3) 社会保険料を控除できなかった場合や徴収しすぎた場合について（特例計算）

【取扱要領11-(3)】

｢社会保険料還付･徴収依頼書｣

　　　給与支給明細の写し

　　　辞令の写し　　　　　　　　　　　　を阪神教育事務所にすみやかに提出

　　　出勤簿の写し

　　　標準報酬決定通知書